令和2年度 企業主導型保育事業指導・監査業務 (保育内容及び運営全般に係る指導・監査)委託仕様書

1. 業務名

企業主導型保育事業指導・監査業務(保育内容及び運営全般に係る指導・監査)

2. 業務の目的

企業主導型保育施設(以下「施設」という)に対する、指導・監査について、指導・監査等基準に基づき統一的かつ効率的な指導・監査を行うことにより、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認するとともに、保育の質の向上等を図ることで、利用児童の安全及び適正かつ円滑な施設運営を確保することを目的とする。

3. 業務内容等

施設における運営ならびに運営費・施設整備費の使途について指導・監査業務等を行う。

(1) 指導·監查業務等内容

受託事業者は、以下の業務を実施するものとする。

① 復命会までの報告業務

受託事業者は、実施した指導・監査について、全施設分復命書を速やかに作成し、協会が別途指定した復命会までに提出のうえ報告すること。なお、評価決定は、復命会における受託事業者からの報告を受け、協会が行うものとする

② 施設への評価内容の伝達

受託事業者は、協会が決定した評価結果を指導・監査を実施した施設へ評価内容を企業主導型保育事業指導・監査等基準 様式3の立入調査結果通知書により事業者に通知するものとする。

※受託事業者は、令和2年度 企業主導型保育事業指導・監査等基準、企業主導型保育事業指導・監査実施方針及び重点事項、指導・監査評価基準、その他協会の定める基準等に基づき、上記の業務を実施すること。

(2) 指導・監査対象について

① 施設数

令和2年度 全国概ね約2,000施設(注)

※現時点における助成決定施設の所在地は参考資料1のとおり。

※受託事業者は、令和2年度における立入調査対象施設(約3,800施設)のうち、下記の協会が実施する施設(約1,800施設)を除く、約2,000施設について立入調査を実施するとともに、必要に応じて追加で午睡時抜き打ち調査を実施する

・協会が実施する施設

適正な保育内容・保育環境の確保を図る観点から、特に留意が必要な施設を中心に 実施。具体的には、以下の各施設

- I. 平成29年度以降において、重大な事故(※)のあった施設の設置主体である企業等が設置した施設について、事故後の再発防止対策等の状況を確認すべき施設 (※)治療に要する期間が30日以上の事故
- II. 平成29年度以降、地方公共団体又は地域住民等からの施設の運営状況や保育内容等に係る通報があった施設(通報を受けて特別立入調査を実施した施設を含む)
- III. 開設後6か月以上を経過した施設で、協会が1度も立入調査を行っていない施設
- IV. 前々年度の立入調査の結果、保育内容等について文書指摘があった施設のうち、

前年度においても同一の指摘を連続で受けた施設

- V. これまでの審査や指導・監査を踏まえて、状況確認を行う必要がある施設
- VI. 首都圏近郊の施設(I~Vの施設を除く約1000施設)
- (注)本業務の委託に当たっては、必ずしも対象となる2,000施設の全施設に対する指導・監査業務を1社に委託することを前提とはしてしない。このため、応募者は、対象となる2,000施設のうち、指導・監査業務を実施することができる施設数を含めて、企画提案を行うこと。
 - (3) 事業実績報告書、公表用資料 事業終了後には、事業実績報告書を協会に提出するとともに、 協会の指示に基づいて、指導・監査の実績を記した公表用資料を作成すること。

4. その他留意事項

- (1) 監査員は保育に関する十分な知識を有する者又は指導・監査に必要な研修を受けた者とする。 また、企業主導型保育施設に対する指導・監査の資質の向上を図るため、行政機関や有識者による外部講師等の研修会を実施すること。
- (2) 指導・監査の計画は、協会が作成した対象施設名簿に基づき作成すること。 なお、立入調査の時期は、開設時期や指導・監査の効率性を考慮して協会と協議して決定すること。
- (3) 旅費、通信費、印刷費、監査員に対する研修費等を含め指導・監査業務に要す経費は、全て受託事業者が負担すること。なお、受託事業者の要請に基づき、協会が必要と認めた場合は、その都度委託費の30%以内の額で概算払を行う。
- (4) 指導・監査業務を遂行する上で知りえた情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は指導・監査業務終了後も当該業務に従事していた全ての従事者に遵守させること。
- (5) 想定している指導・監査の手順については、受託事業者決定後に協議の上決定する。
- (6) 事業実績報告書、公表用資料は、令和3年4月10日までに提出すること。